

延喜太政官式に見える挿頭花について 挿頭花装飾の位置

Kazashi in the “Procedures for the Council of State” from the *Engishiki*: On the Role of Kazashi Ornamentation
NAGASHIMA Tomoko

永島朋子

はじめに

古代の転換期である十世紀をどのように理解するのかについては、これまでさまざまな議論が深められてきた。⁽¹⁾とくに吉川真司氏によって、律令官人制が、「君恩—奉仕」の関係を基本とする官人秩序と位階制・禄制などを維持する官人システムから構成されていることや、十世紀中葉には「五位以上集団」が解体するという視点が打ち出されたことは見逃せない。⁽²⁾また、昇殿制の成立を契機として、⁽³⁾貴族社会の再編が起る。⁽⁴⁾筆者もこれらの課題について挿頭花装飾を中心に論じてきた。⁽⁵⁾挿頭花は、十世紀前半に編まれた源順の撰による『倭名類聚抄』巻第四、術芸部第九、雑芸具第四十五には、

挿頭花。楊氏漢語抄云。鈔頭花。⁽⁶⁾賀佐之。俗用挿頭花。

と記されている。⁽⁶⁾ここで引用されている楊氏漢語抄は、養老年間(七一七

〔七二三〕の古辞書であるから、挿頭花が「頭花」を意味するとの認識は八世紀初頭に遡ることが理解される。ところで、挿頭花には時代による意味の変化が認められる。挿頭花は生花を装飾する場合と造花を装飾する場合とがあり、とくに造花を装飾する場合には装飾する花の種類と装飾者が固定化していく。これまでは筆者はこの点を重視し、挿頭花装飾の意義を貴族と身分標識の問題として提示してきた。つまり、生花の挿頭花が造花の挿頭花へと変質すると花の種類に序列が定まり、挿頭花装飾者の違いを可視的に表示する手段として機能すると考えた。しかしながら、平安貴族社会の展開過程において、装飾する花の違いが何に由来し制度的にどのような特徴を持つのかという問題については、十分に論じることができなかった。そこで本稿では、延喜太政官式に見える挿頭花についての規定を手がかりにしてこの問題に迫ってみたい。それと

いうのも、『延喜式』では一例のみ挿頭花についての記述がある。それが延喜太政官式123考定条である。同条は八月十一日に、太政官職員のうち長上官の考文を、太政官曹司庁で大臣に口頭報告する儀式である。そ

の儀では「長上の考文」の読申に続き、太政官正庁で饗宴が行われる。詳しくは後述するが、定考では太政官の長上官の一年間の勤務成績が決定された。その儀がおわると、朝所（朝食所）へ移動し、太政官厨家が用意した酒や肴を作法に則って飲食する。その場面は、

次参議以上著「朝食所」。少納言・弁大夫等候之。厨家儲「酒饌」。次大臣已下史已上謝座著「宴座」。大臣入_レ自_二北戸_一。納言已下入_レ自_二西廊_一。列_二立南廂_一。但六位在_二堂下_一。昇_レ自_二西側階_一。

三献訖参議已上出著「東廊」。頃之入_レ自_二北戸_一。更著「穩座」。少納言・弁候「南廂」。盃觴三巡之後召_二史生_一。史生列_二立庭中_一。謝座著_レ座。〈其座在_二西庁東廂_一〉次召_二内記及近辺諸司_一。〈中務・民部・宮内・勘解由使等也、其座在_二西壁下_一〉次雅楽寮作_二音楽_一。此間進_二挿頭_一。次奉_二見参簿_一。事訖退出。〈事見_二儀式_一〉。

と定められている。太政官正庁での饗宴では大臣以下史以上が謝座し宴座に着す。宴座の三献がおわり参議以上が東廊に退出した後、穩座が用意される。挿頭花は、その穩座の場面で進上するものと規定されている。

なお『延喜式』自体は延長五年（九二七）に奏進され、修訂の後、康保四年（九六七）に施行されている。『延喜式』序によれば延喜五年（九〇五）八月に醍醐天皇が左大臣藤原時平以下十一名に下した詔によって編纂が開始された。時平の死去後は弟の忠平を責任者に、唐の『開元式』『永徽式』に準じ、『弘仁式』と『貞観式』とを併合し、両式を削り省いて一部の式にするとの編纂方針の下に作業が進められている⁽⁸⁾。延喜太政官式¹²³考定条には、「弘貞延」の標注がある。ここから、この条文が『弘仁式』（弘仁十一年（八二〇）奏進、承和七年（八四〇）最終施行）に遡り、『貞観式』（貞観十三年（八七二）完成、施行）および『延喜式』で変更が加えられたものであることが分かる⁽⁹⁾。

これまで延喜太政官式¹²³考定条は、律令官僚制と考課との関わりで取り上げられてきた。

例えば野村忠夫氏は官人の昇進法において、毎年の考、すなわち評定を積み重ね所定の年数に満ちた官人個人に位階が授与され官位相当制に基づく新しい官職へ任じられる仕組みは、「考選」「考叙」「考仕」などの語で表され、これらの用語はそれぞれに有機的な関連性を持つていたことを指摘する⁽¹⁰⁾。大隅清陽氏によれば、日本の考選制度は、作成された考課の原案を読み上げ長官の裁可を得るだけのものであり、官人個人の出頭が不可欠で、唐の制度と比較すると官人個人ごとの面接が行われない点に特徴があったとされる⁽¹¹⁾。考選目録の読申自体は、天長年間（八二四～八三三）に成選と叙爵とが分化したことを契機として、考選読申の式日が太政官は八月十一日、諸司は二月十一日に定まる⁽¹²⁾。さらに吉川真司氏は、先述したように五位以上の特権的地位を天皇との君恩・奉仕関係で読み解き、その基本形を考課や饗宴に求める。氏によれば、五位以上の成選制が放棄され、官職の年勞が評価基準となる叙位制度の再編が天曆年間（九四七～九五六）にはほぼ完了していたとする⁽¹³⁾。また弘仁四年（八二三）以降に女性を五位以上に叙する「女叙位」が成立し、男官の叙位儀から女官らが切り離されていく⁽¹⁴⁾。このように考えられるとすると、延喜太政官式¹²³考定条の変遷自体が律令官僚制の変化と対応していることが了解されよう。『延喜式』の条文が、どのような過程を経て成立しているのかとの問題については、それぞれの条文を成り立たせている制度的な背景を含めて考える必要がある⁽¹⁵⁾。そこで本稿では、ひとまずは延喜太政官式¹²³考定条が、『弘仁式』や『貞観式』を経て『延喜式』編纂・奏進段階までに変化した考選制度を反映しているものと考え、律令官僚制の変化と挿頭花裝飾はどのように関わるのか、延喜太政官式の挿頭花規定は如何なる意味を有するのか、これら二点を具体的な検討課題として分析を進めたい。第一章では、『西宮記』以降の儀式書などか

ら挿頭花装飾の特徴を抽出し、延喜太政官式に規定された挿頭花がどのような意味を持つのかについて分析する。第二章では、挿頭花が装飾される穩座の場面に着目し、挿頭花装飾の歴史的な位置について考察を加える。

一 挿頭花と太政官——『延喜式』の挿頭花と『西宮記』の挿頭花——

太政官は行政組織の要である。延喜太政官式1庶務条に、「凡内外諸司所_レ申庶務、弁官惣勘_二申太政官_一」とあるように、諸司・諸国から報告される決裁事項の政務処理を行う⁽¹⁷⁾。

定考自体は太政官曹司庁で行われる。太政官曹司庁は、太政官の日常政務の場として弘仁十三年(八二二)に外記政が制度的に確立すると、公卿に対しての厳格な作法が要求される儀式の場として機能していく⁽¹⁸⁾。八月十一日定考では、儀式に先立ち公卿聴政が行われるが、太政官曹司庁での公卿聴政には退出の作法に違いがあった⁽¹⁹⁾。つまり太政官曹司庁での儀礼は、より厳密な儀式の作法が要求されていたと考えられる⁽²⁰⁾。本章では、まずは第一節でこの点を、『政事要略』巻二十二、年中行事、八月上、定官中考から確認したい。次いで第二節では列見・定考の挿頭花装飾の特徴について検討する。第三節では挿頭花の違いが太政官機構のなかでどのような意味を有するのかについて考察する。

1 定考にみる挿頭花装飾

『政事要略』には、現行の『西宮記』よりも詳述された『西宮記』本文が引用されている⁽²¹⁾。そしてそれは、『西宮記』を著した源高明が、大納言として習得した村上天皇の天徳・応和年間(九五七〜九六三)の頃の儀礼を伝えているという⁽²²⁾。現行の『西宮記』は、(i)天徳元年〜康保元年以内(九五七〜九六四)に源高明自身によって編纂された原撰本と、(ii)高明自身が康保年間頃(九六四〜九六七)、もしくは左遷

されていた大宰府から帰京した天祿三年(九七二)以後の十年間に補訂した部分、(iii)源高明の死後、万寿四年〜長元九年頃(一〇二七〜一〇三六)に源経頼が多数の勘物や注記を加え現行の『西宮記』に近い形で新しく作成した部分があるなどの大幅な改変が見られ、時期の確定が難しい。そこで本稿では、『西宮記』の原撰本に近い『政事要略』所引西宮記本文を検討することで、挿頭花の用いられ方に変化が生じた時期の確定とその様相を明らかにしたい。『政事要略』所引西宮記本文は、定考穩座での挿頭花装飾の場面を次のように記す。

(イ)此間雅楽寮官人率_二楽人等_一。於_二屏風外_一。発_二大唐之音声_一。〈所_レ謂_二参入音声也。或大弁予候_二上卿気色_一令_レ召。〉爰掃部寮敷_二座於南屏頭_一。〈厨家給_二饌於楽人以上_一。〉官人以下着_二座_一。大唐高麗舞各_二三曲_一。〈舞人等皆着_二位袍当色衣_一。舞数可_レ随_二時儀_一歟。〉(ロ)此間大弁取_二作花_一挿_二上卿冠間_一。〈此間別調_二肴物一折敷。各立_二諸卿前_一。〉弁・少納言共取_レ搯。参議以上挿_レ頭。〈大臣白菊花、(金茎)納言黄花、参議竜胆花。当日上卿挿_レ頭者、指_二左方_一。自余指_二右方_一。但弁・少納言、以_二時花_一挿_二其冠後_一。〉楽畢罷出音声。(ハ)次第一史挿_二見参文_一。進_二從_一庁北庇第二間。上卿目_レ之。称唯。趁倚跪進_レ之。〈先_レ是大弁以下了。〉上卿見畢。一度返給。史披_レ文承_二処分_一。称唯退還。(以下省略)

延喜太政官式と同様、(イ)雅楽寮の奏楽、(ロ)挿頭花の進上、(ハ)見参で構成されている。その進上次第は、(1)大弁が作花を取り、当日の上卿の冠の間に挿す。(2)弁と少納言が共に参議以上の挿頭花をはさみ取り、頭に挿す。(3)装飾された挿頭花は、大臣が白菊の花で茎は金、納言は黄花、参議は竜胆の花である。(4)頭に挿す位置は、当日の上卿は冠の左方、それ以外は右方に挿す。(5)ただし、弁と少納言は

冠の後ろに、時の花を裝飾する（以上、傍線部）。この儀式次第が、天徳・応和年間の儀式次第を反映しているとすると、次の諸点が特徴としてあげられる。第一に穩座での挿頭花には作花が用いられていること、第二に大臣―白菊花、納言―黄花、参議―竜胆の区別が生じていること、第三に「当日の上卿」が挿頭花を頭に挿す際には、その裝飾の位置は左であることなどで、これらの特徴は延喜太政官式の規定からは確認できなかつたものである。『西宮記』恒例第三、八月、考定は、参議以上が穩座に着し雅楽寮が奏樂する間、挿頭花を裝飾する場面を細字双行注で、

大弁取^二上卿料。挿^二冠間左方巾下。弁・少納言取^二以下公卿料。大臣白菊。納言黄菊。参議竜胆。右方。弁・少納言、以^二時花^一挿^二冠後。^{（以下省略）}

と記す。当該巻は平安時代末期から鎌倉時代初期の古写本があり、上卿の挿頭花は傍線部に「大弁、上卿の料を取る。冠の間の左方の中の下に挿す」とあるように花の種類が記されていない点には注意が必要である。次に、撰関期の公卿である藤原公任が編んだ『北山抄』巻第七、都省雜例、定考事を見ておきたい。

其後儀同^二列見。挿頭。大臣白菊、納言黄菊、参議竜胆。列見。定考日事。若延引者、停^二尋常政。只行^二列見。定考之儀。有^レ例云々。

『北山抄』では、傍線部の細字双行注で定考の挿頭花が記されている。『北山抄』巻第七自体は、長和・寛仁（二〇二一―二〇二二）の頃、もしくは寛弘・長和（一〇〇四―一〇一六）の頃に成立したとされる。²⁴『北山抄』に見える挿頭花が十一世紀初頭までの様相を示しているとすると、白菊は大臣、黄菊は納言、竜胆は参議と、花の種類が固定化している点が重

要であると考える。なお、院政期の儀式書『江家次第』巻八、八月、考定には、

考定。〈庁事・朝所・晏座・穩座等皆用^二列見儀。〉

とあり挿頭花のことは見えない。『江家次第』では細字双行注で「みな列見の儀を用いる」とされているように、記載が簡略化されている。ここに見られる列見とは、太政官曹司庁において引見された諸司の六位以下の考選人を、天皇の裁可を仰ぐ前に大臣が確認する儀式である。列見は『年中行事秘抄』二月、十一日、官列見事に「於^二太政官^一行之。著座公卿已下弁・少納言・外記・史等皆参」と見える。

2 太政官の饗宴儀礼と挿頭花裝飾―列見・定考の挿頭花―

改めて確認するまでもないが、律令制に基づく位階の授与には、選叙令²⁵内外五位条に規定されたように勅授・奏授・判授の区別がある。五位以上の位階昇叙には、同令⁹遷代条の「及計^レ考応^レ至^二五位以上^一、奏聞別叙」とある規定が適用され、五位以上と六位以下とは考選法に違いがあることが指摘されている。²⁶平安時代初期になると、諸司の六位以下の位階昇叙に関する審査は二月十一日の列見で行われる。²⁷なお五位以上は、「上日」（勤務日数）が考課の判定基準となっていた。²⁸内裏上日の問題は、公卿による内裏伺候の日常化と関わる。²⁹太政官曹司庁は、弁官の日常的な執務の場ともなり、列見・郡司召・位記召給・定考等の儀式の場として機能する。³⁰言い換えるならば、主要な政治の場が内裏へと移動し、太政官の政務が公卿聴政・外記政・官政などに細分化したことで、場に見合ったより精緻な政務運営が採用されていくといえよう。列見においても挿頭花は、『西宮記』『北山抄』『江家次第』とも、穩座三献の場面に見える。例えば、『西宮記』では、穩座の舗設―上卿着座―

弁・少納言の着座―三献―史生の召し―近辺諸司の召し―雅楽寮の召し―挿頭花―大弁による見参の奏上―申文―史らの献盃―退出の儀式次第で列見も構成される。挿頭花の種類は、列見ではどのように記載されているのか、まずはこの点を確認しておきたい。

①『西宮記』恒例第二、二月、十一日、列見

挿頭。〈大弁以下執之。上卿挿_二左方巾下。藤桜類。余右方。弁已下以_三時花_一挿_二巾後。公卿料春秋異。〉(以下省略)

②『北山抄』卷第七、都省雜例、列見事

大弁取_二挿頭。挿_二尊者冠左。〈巾子下、上緒上。〉中弁以下、挿_二納言・参議冠右。〈大臣藤花、納言桜花、参議款冬。皆作花。〉大史取_二時花〈柳〉。刺_二弁・少納言冠後。

③『江家次第』卷第五、二月、十一日列見事

挿頭。〈大弁以下執。上卿挿_二左方。自余右方。〉

①の『西宮記』では公卿の料には春と秋とで挿頭花の種類に違いがあると注記されている点が注目されよう。また、「大弁以下これを執る。上卿は左方の巾下に挿す」とあるように、上卿の挿頭花は大弁以下が上卿の冠の左に裝飾したことが分かる。それ以外の者は「右方」とあるから、冠の右方の巾子に裝飾している。ただし弁以下は、時の花を冠の巾子の後ろに裝飾する。なお上卿は、先に見た『政事要略』所引西宮記本文に「当日の上卿」とあるように、「日上」すなわち当日参入した公卿のうち上位の者で、儀式や行事などの公事を指揮する。³¹⁾②の『北山抄』では、大弁が挿頭花をとり「尊者」の冠の左に挿すこと、挿す場所は冠の巾子の下で上緒の上であること、中弁以下が納言および参議の冠の右に挿すこと、大臣は藤花、納言は桜花、参議は款冬(山吹)³²⁾を用いていること、いずれも「作花」であること、時の花を取るのは大史であるこ

と、時の花は柳が用いられていること、柳の挿頭花は弁・少納言の冠の後ろに挿されることなどが分かる。『政事要略』所引西宮記本文との一番大きな違いは、「当日の上卿」が「尊者」と記されていることである。③の『江家次第』は細字双行注で、大弁以下が挿頭花をとり上卿の冠の左方に挿すこと、それ以外は右方に挿すことなどが記されている。ここでは、列見の挿頭花裝飾の場面がより詳しく記されている『北山抄』の記載に注目したい。

『北山抄』に見える列見の挿頭花裝飾は、次のような形で整理できる。

〔花〕 〔取り次ぐ人〕 〔冠に裝飾する人〕 〔裝飾する位置〕
 藤花・桜花―大弁―尊者―冠の左方
 藤花―中弁―大臣―冠の右方の巾子
 桜花―少弁―大納言・中納言―同
 山吹―少納言―参議―同
 時の花_二柳―大史―大弁・中弁・少弁・少納言―冠の後ろ

ここから、(1)裝飾者に応じて「花をとる」人(取り次ぐ人)が決まっていること、(2)「花をとる」役目の者は、挿頭花を裝飾する者よりは下位の者であること、(3)その役は、時の花を裝飾する大中少弁・少納言および挿頭花を裝飾しない大史であること、(4)花が裝飾される位置は尊者が冠の左、大臣・納言・参議が冠の右、大中少弁・少納言が冠の後ろと固定化されていること、(5)大中少弁・少納言の挿頭花は大史が冠の後ろに挿すこと、以上の特徴が指摘できる。なお裝飾する花の位置は、花をとる者から見た場合の位置ではなく、挿頭花を冠に裝飾する被裝飾者から見た位置を示していることが類推できる。

次に問題となるのは、尊者とされる列見や定考の儀を取り仕切る上位者、すなわち公卿の座次と職務執行上の権限などとの挿頭花の関わりで

ある。この点について『西宮記』臨時四、一、挿頭花事の、

祭使并列見之時、大臣以藤花挿左方中内。雖納言、当日上卿尚挿左方。其納言者用桜花。參議者山茸。〔皆挿右方。〕

とある記載が目に見える。この記載が、源高明が『西宮記』を著した原撰本当時の状態に近いものであるとすると、傍線部に列見の時には「納言といえども当日の上卿はなお左方に挿す」とあるように、列見当日の上卿を勤める納言の挿頭花に言及している点は重要である。それというのも、山本信吉氏によつて、律令太政官制では行政官僚の筆頭は左大臣と定められていたが、平安中期以降、一上の宣旨が下りれば左大臣より下位の右大臣や大納言が律令太政官制の秩序をこえて太政官の政務運営を行えたこと、一上制は平安前期の太政大臣の常設化や摂政・関白の成立を背景に、醍醐天皇の頃から、太政官の政務を天皇に奏上し天皇の親裁を仰ぐ官奏候侍者が宣旨によつて定められる過程として成立したことが指摘されている。⁽³³⁾この点と挿頭花の関わりについて、節を改め考察する。

3 列見・定考の挿頭花と上卿

先に『西宮記』の列見では、上卿の挿頭花が藤桜類であることを見た。列見の上卿が、実際にどの挿頭花を用いていたのかを伝える史料はそれほど多くない。時代は下るが、平安後期の公卿である藤原宗忠の日記『中右記』には、康和四年（一一〇二）二月十一日に行われた列見の記録がある。記主の宗忠は藏人頭や右大弁などを歴任しており、この年は参議で右大弁を兼官している。ここでは、列見の三献の場面で、雅楽寮が太政官正庁の南門より参入し南庭で左右各二曲の奏楽・奏舞を行う間、

此間史起座向酒部所辺。取挿頭花。指上卿（藤原宗通）冠左（桜花）。復座。右中弁（平時範）取予挿頭花、指冠右。史取中弁以下挿頭花、指冠後。

と記されている。宗忠が記したこの日の記録は、『江家次第』のような儀式書に勝る詳しさとも評されている。⁽³⁴⁾この記事によれば史が座を起し酒部所へ向かい、それに続いて挿頭花の儀が行われていることから、挿頭花が酒部所に用意されていたことが分かる。⁽³⁵⁾とくに、上卿の権中納言であった右衛門督藤原宗通の挿頭花が、分注で桜花とされている点に注意しておきたい。さらに長治二年（一一〇五）二月十一日の列見では、

次召雅楽寮。舞四曲間、予取上卿（藤原仲実）挿頭花。〔a可儲桜也。而儲藤花。失也。藤花ハ大臣挿頭花也。〕右中弁（藤原長忠）取予挿頭花。〔b桜花也。是又失也。参議料款冬也。〕弁・少納言料取之。

とある。参議で右大弁であった宗忠は、上卿を勤めた権中納言の藤原仲実の冠の左に藤花の挿頭花を挿し、右中弁の藤原長忠が宗忠の冠に桜花の挿頭花を挿した。ここから、参議が大弁を兼任する場合には、上卿の冠に挿頭花を裝飾するのは参議大弁の役割であったことが分かる。⁽³⁶⁾同時にこの日の列見では、上卿の挿頭花が、藤花と桜花のいずれかであるのが問題にされている。宗忠自身は、上卿の挿頭花には桜花を儲けるべきであるところ、藤花の挿頭花が用意されていることについて「失」と理解している（分注a）。自身の冠に裝飾された挿頭花についても、参議の挿頭花が款冬（山吹）であることから、「失」とする（分注b）。さらに同じ「失」とされる事例ではあるが、権中納言であった宗忠自身が上卿を勤めた天永三年（一一一二）二月十七日の列見（『中右記』部

類第五)では、

左大弁(源重資)指_二挿頭花。(已藤花也。上卿ハ可_レ用_二桜花_一也。藤花ハ大臣料也。而誤用_レ之。大略吉相歟。)

とあるように藤花を裝飾している。宗忠は、上卿の挿頭花は桜花を用いるべきであり藤花は大臣の料であるから誤って用いてしまったが、「大略吉相か」と大体において良い前兆であると自らの心情を書き記している。このことは、『西宮記』挿頭花事で列見の挿頭花が、「納言といえども当日の上卿はなお左方に挿す」と記されたことや、『北山抄』の列見では、上卿の挿頭花が「藤桜類」とされたことと関連しよう。すなわち、院政期の実務官僚でもあった宗忠の認識としては、藤花は大臣の料であり、納言は当日の上卿を勤めることができるとはいえ、裝飾すべきは桜花であり、公事によって「一の上」たり得るが、左右内大臣とは異なる挿頭花を裝飾することが理にかなっていたのである。以上の考察から、列見の挿頭花は次のように整理できる。

〔花〕	〔取り次ぐ人〕	〔冠に裝飾する人〕	〔裝飾する位置〕
藤花・桜花	大弁	上卿(大臣・納言)	冠の左方
藤花	中弁	大臣	冠の右方の巾子
桜花	少弁	大納言・中納言	同
山吹	少納言	参議	同
時の花	大史	大弁・中弁・少弁・少納言	冠の後ろ

そして、この構造は、定考の挿頭花裝飾にも適用されるものと考えられる。先述したように『北山抄』巻第七、都省雜例、定考事では、儀式の構造自体は列見と同じであるものの挿頭花のみが料を異にしている。煩

雑になるが、『政事要略』所引西宮記本文を再掲する。

此間大弁取_二作花_一挿_二上卿冠間。(分注略)弁・少納言共取_レ摺。参議以上挿_レ頭。(大臣白菊花、(金茎)納言黄花、参議竜胆花。当日上卿挿_レ頭者、指_二左方。自余指_二右方。但弁・少納言、以_二時花_一挿_二其冠後。)

花の種類は白菊、黄花(現行本『西宮記』および『北山抄』は「黄菊」、竜胆である。儀式の性格、つまり儀式が準備の過程や習得すべき所作等を含めた様々な手続きを具体化したものであるとすると、大弁以下が公卿の挿頭花を手にとり冠のそれぞれの位置に挿し飾る、これが挿頭花を裝飾する際の基本的な所作であると考える。そこで、列見で見た挿頭花の様相を適用し、定考の挿頭花を次のように整理しておきたい。

〔花〕	〔取り次ぐ人〕	〔冠に裝飾する人〕	〔裝飾する位置〕
白菊・黄菊	大弁	上卿(大臣・納言)	冠の左方の巾子
白菊	中弁	大臣	冠の右方の巾子
黄菊	少弁	大納言・中納言	同
竜胆	少納言	参議	同
時の花	大史	大弁・中弁・少弁・少納言	冠の後ろ

『政事要略』所引西宮記本文が、『西宮記』を著した源高明が大納言として習得した村上天皇の天徳・応和年間(九五七〜九六三)の儀式の様子を伝えているとすると、この段階までには挿頭花を裝飾する一連の動作と花の裝飾の様式化が進んでいることを示している。つまり、挿頭花裝飾の様式化は、天徳・応和年間には成立している。この変化は、天曆年間(九四七〜九五六)頃までに完了したとされる叙位制度の再編や、

延喜太政官式に挿頭花が規定されたことの結果として生じた挿頭花の様式化であるとも考えられる。それというのも、原義的には列見や定考は官人の昇進システム、すなわち天皇の官制大権に関わるような儀式である⁽³⁹⁾。このように考えられるとすると、列見・定考で挿頭花を裝飾すること、それ自体に意味があるのではないか。『西宮記』臨時四、一、挿頭花事には、挿頭花が裝飾された儀式がまとめられている。

藤花、大嘗会及可_レ然時、帝王所_二刺給_一也。〔挿_二左方_一〕祭使并列見之時、大臣以_二藤花_一挿_二左方巾内_一。雖_二納言_一、当日上卿尚挿_二左方_一。其納言者用_二桜花_一。参議者山茸〔皆挿_二右方_一。至_二非参議_一・弁以下_一者、以_二時花_一挿_二巾後_一〕。八月定考時、大臣白菊、〔金茎_一〕納言黄菊、参議竜胆。弁・少納言時花。同_二列見儀_一。

臨時宸宴時、除_レ御之外、可_レ挿_二後方_一。踏歌綿花者立_二冠額_一。童挿_二総角_一。臨時祭、使藤花。〔挿_二左方巾下_一〕。舞人桜花。〔挿_二右方_一〕。試楽日、挿_二小竹_一。陪従山茸、近衛使次将。〔無_二挿頭_一〕。四月祭時、近_二近衛力_一以_レ桂為_二挿頭_一。

ここから挿頭花が裝飾される儀式は、大嘗会、列見・定考、臨時宸宴、臨時祭、試楽、踏歌、および「四月祭時」すなわち賀茂祭などの天皇の出御をともなつて行われる饗宴や神事であることが分かる⁽⁴⁰⁾。挿頭花として用いられる花は、藤花・桜花・山茸(山吹)・白菊・黄菊・竜胆・綿花・小竹・桂葵などである。このうち白菊・黄菊は、八月定考のみに用いられている(傍線部)。平安時代の政務は単なる行政的な手続きをこえ、先例に則り作法を整え一つの儀式的な姿にして行うことに意義がある⁽⁴¹⁾。挿頭花が用いられる場が穩座三獻であることに注目すると、その意味は決して少なくない。『万葉集』⁽⁴²⁾などでは宴の場で即興的に裝飾された挿頭花の用例が確認できる。例えば天平勝宝四(七五二)年十一月

二十五日に行われた新嘗祭の饗宴では、藤原八束が孝謙天皇の詔に応じて、「鳥山に照れる橘髻花に挿し仕へまつるは卿大夫たち」(『万葉集』卷十九・四二七六番歌)との歌を詠んでいる。ここでは、髻花と呼ばれる冠位十二階に由来する金属製の花飾りに、橘が裝飾されている。裝飾しているのは、孝謙天皇の御前に仕え奉る「卿大夫」(「マヘツキミ」⁽⁴³⁾)である。そこには挿頭花の種類による違いは見られない⁽⁴⁴⁾。現行の『西宮記』臨時四、一、挿頭花の事には新嘗会は見えず、橘の挿頭花も引き継がれていない。本章で検討したように造花の挿頭花には違いがある。生花である時の花は、大弁・中弁・少弁と少納言に用いられているが、それは柳であった⁽⁴⁵⁾。ここに、卿大夫の裝飾として八世紀に用いられた橘の挿頭花との違いが見いだせるのではないか。

二 定考の挿頭花―穩座と挿頭花―

前章では儀式書を中心に、定考と列見の挿頭花裝飾の特徴を確認してきた。定考は、八月十一日に官中の考を定める儀式である。列見や定考では、延喜太政官式14禄法条に、

凡列見定考祿者、太政大臣交易商布七百段、左右大臣各五百段、大納言四百段、中納言三百段、三位参議二百五十段、四位参議并左右大弁二百段、少納言・中少弁一百五十段、外記・史一百段、〔内記准_レ此〕史生卅段、官掌廿段、内記史生十五段、召使十段、使部二段、直丁一段。

と規定されているように、太政官職員の大政大臣以下直丁に至るまで禄が賜与される⁽⁴⁶⁾。けれども挿頭花は、六位以下の位階を持つ外記以下の太政官職員らには賜与されない。

野村忠夫氏は、即位・立太子・改元などの国家的慶事や行幸への供奉・

奉仕などの臨時叙位、および変・乱における論功行賞、遣唐使への特授などの非恒常的な臨時叙位と、大宝選任・考仕令あるいは養老選叙令・考課令に体系化された官位の獲得・昇進のための基本的かつ恒常的な方式とを明確に区別する。⁽⁴⁷⁾ また大隅清陽氏によって、太政官の勤務評価と叙位の対象となる審査は、少納言・弁・外記等があらかじめ原案を作成し、八月十一日の定考儀で大臣に読申されること、その次第は考に預かる官人の一人ひとりについて、まずは少納言が「仕へ奉れる日数若干」と上日を読み上げ、続いて弁大夫が「仕へ奉れる数若干条」と行事の数を讀申し、それに対して大臣が「縦」と宣うことで考が確定してゆくことなどが明らかにされている。⁽⁴⁸⁾ さらに神谷正昌氏によって『弘仁式』編纂から『延喜式』編纂の約一世紀の間に内裏で行われていた任官に天皇の不出御儀が加わり、その時期は貞観・元慶年間（八五九～八八四）であることが指摘されている。⁽⁴⁹⁾ これらの点に注意しながら挿頭花装飾の特徴についてさらに分析を加えていきたい。紙幅も限られていることから、本章では定考に見られる挿頭花に焦点を絞り、第一節では挿頭花が用いられた穩座が持つ場の性格と挿頭花の関わりについて検討する。次いで第二節では、定考で用いられる花について、菊の花を中心に分析する。第三節では、挿頭花が太政官の饗宴儀礼たる定考で装飾されることの意義について考察する。

1 穩座と挿頭花装飾

延喜太政官式²³考定条に規定された八月十一日の定考儀を見ていくと、まず少納言が「太政官長仕えの某年に考に預かるべき、ならびに預からざる若干」と当該年の内訳を読み上げる。その順番は、(1) 考の列にあらざる若干所、(2) 第を定めざる若干、(3) 中の上若干、(4) 某大臣の仕え奉り賜わる日数若干、(5) 去年より増減すること若干、(6) 納言姓卿仕え奉れる日数若干、(7) 去年より増減すること若干で

ある。続いて弁の大夫が、(1) 仕へ奉れる政若干条、(2) 去年より増減すること若干条と讀申する。

太政官の考選目録に関しては、『政事要略』卷二十五、年中行事、十月に、太政官が式部省に下した天曆五年（九五二）十月一日の太政官符に実例がある。この目録では太政官に勤務する職員の勤務評価と前年度からの増減が、「不在考例二所」「預考十三人」「不考七人」「新附八人」「遷任二人」「卒一人」の順番でまとめられている。「不在考例二所」には、左大臣・右大臣の氏名＋位階＋姓が上日の日数とともに記されている。「預考十三人」には、「不第四人」と「中上九人」がある。このうち「不第」は五位以上の者であり、官職＋位階＋氏名＋姓＋官人の個人名が上日の日数および考の結果とともに記されている。「中上九人」に見えるのは、ほぼ正六位上の者であり、官職＋位階＋氏名＋姓＋官人の個人名＋上日の日数、昇進があった場合はその年月日とともに記されている。すなわち「預考」には、「不第」と「中上」の区別があった。この区別は五位以上と六位以下との区別と対応し、考選法上においても通貫（四位・五位）以上と六位以下との間には明確な差があったことの証左になる。⁽⁵⁰⁾

考課令59内外初位条で、「三位以上奏裁、五位以上、太政官量定奏聞、六位以下、省校定」とされるように、三位以上―五位以上―六位以下とでは、考課の対象となる上日数の裁可に、天皇の勅裁（三位以上）―太政官の奏聞（五位以上）―式部省・兵部省の校定（六位以下）の違いがあった。⁽⁵¹⁾ これらは『延喜式』では、式部式上²⁴右大臣条の「凡右大臣以上、不在考例。止録上日。其五位以上、不在考第。具録善最。」と見える規定や、同²³⁷五位条に、「凡六位以下授五位者、頓除前考。但不除当年上日。」とある規定に定着していく。前者の同²²⁴条では太政大臣―左大臣―右大臣は、考の例に預からず上日のみが記録されることを示す。つまり、五位以上は考第を定めず、考課令50「最以上条に記され

表1 官位昇進の基準

任官	I 禄法			II 考課	III 位色	IV 挿頭花装飾							
	官(職掌)	位	禄(段)	天暦五年度	朝服	挿頭花							
						列見	定考	位置					
勅任	太政大臣	正・従一位	700	不在考例	深紫 (弾正式55条)	藤	白菊	右					
	左右大臣	正・従二位	各500										
	大納言	正三位	400	不第	中紫 (弾正式55条)	桜	黄菊	右					
	中納言	従三位	300										
	参議(三位)	三位	250		減紫 (弾正式69条によれば 参議以上が着用可)	山吹	竜胆	右					
	参議(四位)	四位	200										
	左大弁	従四位上	200		深緋 (衣服令4条)	時の花		後ろ					
	右大弁	従四位上	200										
奏任	少納言	従五位下	150		中上	深緑 (弾正式145条)							
	左中弁	正五位上	150										
	右中弁												
	左少弁	正五位下	150										
	右少弁												
	大外記(2)	正六位上	100										
	少外記(2)	正七位上	100										
	大史(左2)	正六位上	100										
	大史(右2)	正六位上	100										
	左右少史	正七位上	100										
大内記	正六位上	100											
少内記	正七位上	100											
式部判補	史生(外5)		30		毎年一人が諸国の主典に任ぜられる。任官には年勞ではなく上日を計える(太政官式60条)。	黄袍 (式部式上53条)							
	史生(左8)		30										
	史生(右8)		30										
	官掌(左2)※		20										
	官掌(右2)※		20										
	内記の史生		15										
	召使 毎月2番、番ごとに5人 (式部式上204条)		10	公験の規定あり (式部式上111条)									
	使部 太政官33人※※		2										
	左弁官40人※※		2										
	右弁官40人※※		2										
直丁 左右弁官局各4		1											

・本表は、I 禄法については延喜太政官式124 禄法条、II 考課については『政事要略』巻25 天暦五年十月一日太政官符、IV 挿頭花装飾については、『西宮記』『北山抄』『江家次第』などから作成した。
・なお太政官職員のうち※印の官掌の定員は式部式上141 条、※※印の使部の定員については式部式上100 条の規定に依る。

た九等評価のうち、ただ善と最とのみ記録されたことを意味する。後者の同237条では、六位以下は毎年ごとに考をつみ、五位への昇叙が叶ったとしても、それまでの考は破棄され新しく功績と過失が判断されることを示す。⁽⁵²⁾

なお、先の天曆五年度の太政官符では、「不考七人」が見える。いずれも五位以上である。「不考」の理由は、「右人上日不_二定考限、仍居_二不考_一」とあるように、上日が規定の日数を満たしていなかったためである。「預考十三人」とされた官人には「不第」（五位以上）と「中上」（六位以下）の区別はあったものの、いずれも「上件等人、起_レ從_二去年八月一日、尽_二今年七月廿九日、計_二上日_二二百卅已上、依_レ令為_レ考、具件如_レ前」とされたように年間二四〇日の勤務日数を満たしていた。これらのことは、六位以下の下級官人にとっても、ある官職への勤務（上日・上夜）が一定年数を経過することで「勞」と認識され、「あしかけ何年」の奉仕が官位昇進の基準となる方式（年労制）が成立したことを意味しよう。⁽⁵³⁾表1は、この考選法上の区別と列見・定考の挿頭花装飾との関わりを、延喜太政官式124禄法条を基準にまとめたものである。表1では、『延喜式』に規定されている服色などの規定もあわせてまとめている。表1からも分かるとおり、定考での挿頭花装飾の区分は、五位以上と六位以下に対応する。挿頭花は、時の花の挿頭花を含めて五位以上の太政官職員に装飾される。ここに一つ目の区分がある。次いで造花を装飾する参議以上と、時の花を装飾する左右大弁・少納言・左右中少弁などの間に違いが見られる。ここには現行の『西宮記』では非参議も含まれる。ここに二つ目の区分がある。この二つ目の区分は「不第」とされる五位以上の違いをより細分化しているともいえよう。三つ目の区分は、公卿のうち、大臣―納言―参議に見られる花の違いである。

この点については考選制における太政官政務処理上の権限が参考となるのではないであろうか。

例えば、延喜太政官式2庶務申官条では、考選目録および六位以下の位記の請印は弁官を経ることなく直接太政官へ上申される定めであり、それら政務処理の上卿を勤めることができたのが中納言以上である。⁽⁵⁵⁾延喜太政官式128擬階条では、式部省と兵部省から提出された六位以下の名簿をもとに外記が天皇への奏文を作成し、そこに参議以上が署名した上で大臣が引率し天皇へ奏上する定めであった。参議は太政官の最末席に連なる地位で他の宰相たちと並び立つとともに国政を議論するという意味を有しており、⁽⁵⁶⁾参議と中納言とは弁官との統属関係には違いがあった。⁽⁵⁷⁾この点については後述する。

ところで、列見・定考は、大嘗会・大臣大饗・積奠と並ぶ公的な宴会であり、その特徴は宴座―穩座の二部構成に求められている。⁽⁵⁸⁾これほど穩座が有する性格については、一条兼良の『江次第鈔』第二、正月（『続々群書類従』第六）に「穩座者、非_二嚴重威儀之座_一自他舒_レ懷故曰穩」とある理解を根拠にして無礼講的な宴会とされてきた。⁽⁵⁹⁾

前章で確認したように挿頭花は、穩座三献で雅楽寮の奏楽の間に装飾されている。この点は挿頭花の特徴の一つでもある。天慶八年（九四五）八月に行われた定考の記録に、この特徴を理解する上で興味深い事例がある。『本朝世紀』同年同月十一日条は、十一日に行われる予定であったが延引され、十四日に行われていることを記している。藤原師輔は、この日の記録を書き残している。『九曆』逸文として伝わる記事であるが、それを確認しておきたい。

了大弁曰、依_レ例候_二挿頭_一。而依_二散齋_一止_レ樂。〔昨日伊勢使発。仍今日散齋也。〕為_レ之如何。答云。先年中宮（藤原穩子）御樂之間、停_レ樂無_二挿頭_一。只依_二散齋_一停_レ樂。未_レ知_二其便宜_一。参議等云。献之者有_二何難_一。下官隨_レ之。左大弁（藤原在衡）以_二一枝_一。挿_二下官冠下_一云々。（中略）事了即参_レ殿（藤原忠平）。申_二今日行事_一。仰云。高年

之人雖_レ不_レ參_二入_三見參。有_二何事_一乎。挿頭是依_二樂之興_一也。停_レ樂隨_レ可_レ停者。自爾以後、可_レ隨_二此命_一云々。

〔西宮記〕恒例第三、八月、定考所引九記)

この年の定考は、伊勢奉幣使の発遣の翌日であったことから、雅楽寮による奏楽のみを停止し挿頭花のことは例年通り行ったこと、参議で左大弁の藤原在衡が一枝をとり師輔の冠の下に挿すとあることから大納言の師輔が上卿を勤めていたこと、儀式の最中に参議らが挿頭花を献上することには問題がないとの意見を述べ師輔もそれにしがったことが分かる。師輔は全ての儀が終了し、父の関白で太政大臣藤原忠平へこの日の定考の儀を報告したところ、雅楽寮の奏楽が行われていないのに挿頭花を穩座で用いた行為自体を咎められている。忠平としては、穩座での挿頭花は「樂の興」であるから、雅楽寮の奏楽を停止した際には挿頭花も行わないと認識していたのだろう。列見・定考では、延喜雅楽式11列見定考条に、「凡太政官列見定考日、官人率_二樂人等_一祇候」とあるように、雅楽寮の官人が樂人を率いて儀式の場に伺候する定めであった⁽⁶⁰⁾。実際に定考での挿頭花は、時代が下っても穩座で用いられている。藤原宗忠の日記である『中右記』元永二年(一一一九)九月二十七日条には、

次召_二雅樂寮_一。發_二音樂_一舞。臨暗之間、不_レ見_二舞體_一。就中雨儀於何所_レ舞哉。只聞_二樂聲_一。此間左中弁(藤原為隆)取_二予挿頭花_一。(黄菊)。

と記されている。この年は二日前の二十五日に行う予定であったが、参入者が少なく延期となり、二十七日も雨で参入者が少ないまま儀の進行自体も違失が多く、上卿であった権中納言の宗忠自身が「奇怪」と評するなか定考を行っている。宗忠は、雅楽寮の奏楽の際には、雅楽寮の演奏の音だけが聞こえ舞がよく見えないとし雨儀を用いるべきだったかと

述懐しつつ、左中弁の藤原為隆が「予の挿頭花(黄菊)」を取ったことを記録している。同書承徳二年(一〇九八)八月十一日条には裏書であるが、挿頭花についての記載がある。

上卿(源俊実)白菊。宰相黄菊。左大弁(藤原季仲)被_レ申云。宰相瞻_二花_一也。今夜依_レ無_二其儲_一被_レ用_二黄菊_一也。

承徳二年の定考は、上卿が権中納言源俊実、参議左大弁藤原季仲、右大弁源基綱、右中弁源能俊、権左中弁藤原重資、右少弁平時範、少納言は源家俊・藤原懷季・源実明の三人が、午の時(午前十一時～午後一時)に太政官曹司庁に参入し、未の時(午後一時～三時)から定考の儀が始まった。儀式の最中、雨脚がひどくなり雷も鳴ってきたことから雅楽寮の奏楽・奏舞は雨儀となっている。記主の藤原宗忠は、このとき左中弁であったが定考には出ておらず、左大弁藤原季仲から受けた報告を記している。承徳二年の夜は白菊と黄菊の挿頭花しか用意されず、宰相すなわち参議の挿頭花は「瞻_二花_一」⁽⁶¹⁾ 竜胆であるのにそれがなく黄菊を用いたとある。この儀を元永二年の定考と比較すると、雅楽寮の奏楽について詳述されていない点が注目できる。さらにこの事例を先に見た忠平の理解に引きつけて考えると、穩座三献で用いられた挿頭花は、無礼講的な宴会で用いられたというよりもむしろ、雅楽寮の奏楽の間、一連の手続きのもと冠に裝飾されている点に意味があるように思う。

2 菊の挿頭花と天皇

さて、寛弘五年(一〇〇八)十月十六日に、一条天皇と中宮藤原彰子の間に誕生した皇子敦成親王へ親王宣下が行われている。中宮彰子の出産、皇子の誕生、親王宣下、一条天皇の上東門第行幸、藤原道長の室源倫子への従一位の叙位と続く慶事のなかで、道長は菊枝一枝を天皇へ献

上している。藤原道長に批判的な視線を持っていた藤原実資の日記を見
ておきたい。『小右記』同日条には、

依^二左府（藤原道長）気色、内大臣（藤原公季）令^レ折^二菊枝、
撰^レ取^二一枝^二天皇（一条）。へ御挿頭料歟。無^二御気色。直献
如何。令^レ取給。只在^二御手。次左府令^レ拳^二同花。挿^二群卿冠。
又仰^二諸卿令^レ祇^{（儀勢）}殿上・地下竹肉合声。左府仰^二主殿寮令^レ退^二
立明。為^レ翫^二月華。后献^二贈物。（以下省略）

とある。ここで注目されるのは、藤原道長の意向によって、内大臣藤原
公季が菊の枝を折り、折った枝のなから一枝を一条天皇に献上する
も、一条天皇はただ手に持ったままで装飾していない点である。道長
は、同じ花すなわち菊花を群卿の冠に挿した。その場集った諸卿らは
道長の命を受け、殿上および地下とも笛や笙に合わせ唱和している。挿
頭花は群卿のうち全員に装飾されたのか、それとも限られていたのか、
具体的に知ることはできない。道長の日記『御堂関白記』同日条裏書に
は、「内大臣（藤原公季）供^二御夾頭花。諸卿同夾」と、「御夾頭花」を
内大臣藤原公季が天皇に供し、諸卿も同じようにはさみ装飾したことが
簡単に記されている。「御夾頭花」とは、実資の日記『小右記』で「菊
の枝を折らしめ」と記された菊の一枝を指す。実資は「御挿頭花の料
か。御気色無くしてただちに献ずるは如何」と、道長の行為あるいは道
長の意に従い菊を献上しようとした公季の振る舞いに対して疑問を記し
ている。天皇が挿頭花を装飾する儀式は、『西宮記』臨時四、一、挿頭
花事の記載によれば、大嘗会や臨時宸宴である。大嘗会は『西宮記』臨
時七、一、大嘗会事、辰日には細字双行注で、「一大臣若親王起^レ座。至^二
案下^一挿^レ笏執^二挿頭^一渡^二王卿座上。（中略）天皇有^二許氣。登^二御帳台^一
刺^二左方巾下^一」と記されている。『日本紀略』（『日本後紀』逸文）天長

四年（八二七）十月戊申（二十日）条には、

御^二紫震殿^一賜^レ飲。群臣醉舞。帝彈^レ琴而歌樂。有^レ詔賜^二花葉之簪^{（61）}
人々挿^レ頭詠歌。投^レ暮右近衛奏^レ樂。宴畢賜^二群臣衣被^一。

とある。ここでは、群臣が酒を飲み酔い舞い踊るなか淳和天皇が琴を弾
いている。その上で詔があり、賜われた簪をそれぞれの頭に挿し歌を
詠んだ。ここで装飾されたのは、「簪」とあるのみで挿頭花とは明記さ
れていないが、その意味内容から挿頭花と考えられる。このように天皇
が出御する場において挿頭花の装飾は、詔すなわち天皇の許可を前提と
していた。『日本後紀』逸文である『類聚国史』（卷三十一、天皇行幸）
と『日本紀略』は、大同二年（八〇七）九月に行われた平城天皇の神泉
苑行幸を伝える。同書乙巳（二十一日）条には、

幸^二神泉苑。琴歌問奏。四位已上共挿^二菊花。于^レ時、皇太弟頌歌云。
美耶比度乃、曾能可邇米豆留、布智波賀麻、岐美能於保母能、多乎
利太流祢布。上和^レ之曰。袁理比度能、己己呂乃麻丹真、布智波賀麻、
宇倍伊呂布賀久、爾保比多理介利。群臣俱称^二万歳。賜^二五位以上
衣被^一。

とある。傍線部に見えるように、琴歌の演奏の最中、「四位已上、共に
菊の花を挿す」と、菊花が四位以上に装飾されている。この場で、神野
親王（のちの嵯峨天皇）は和歌を詠んでいる。神野親王は平城天皇の即
位に伴い、『日本後紀』大同元年五月壬午（十九日）条で皇太弟に定め
られている。神野親王の和歌には、「みや人のその香にめずる藤袴君の
おおもの手折りたる今日」とある。さらに、平城天皇が「和して曰く」
と神野親王の歌に対して、「折り人の心にかよふ藤袴むべ色ふかくには

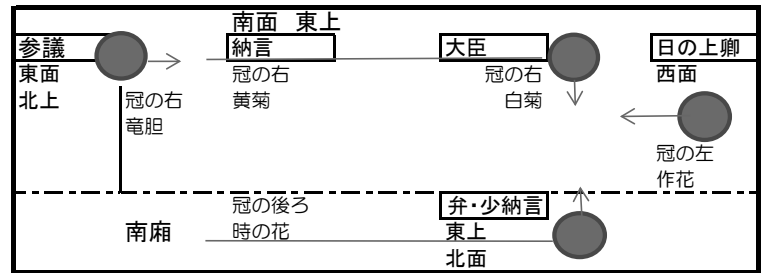


図1 列見定考図

※本図は、『政事要略』巻二十二、年中行事八月上（定官中考）所引西宮記本文を基準に作成した。矢印は顔の向きを示している。

「万
歳」をとなえ、五位以上には衣被が賜与されている。賜禄が五位以上で
あることから、この宴には五位以上が参会していたことが理解される。
四位以上に装飾された菊の花は、「手折り」「折り人」と詠まれているこ
とから、生花であることは容易に想像ができる。菊花の宴は延喜太政官
式105九月九日条で、

凡九月九日御神泉苑。賜菊花宴於次侍従已上及文人。大臣行事。
所司供設如常。〔事見儀式。〕

と規定されているように、天皇が神泉苑に行幸し、宴を次侍従以上および文人らが賜わる。「大臣行事」とあることから、大臣が行事に関連する諸司を統轄し、菊花の宴を執り行う決まりであった。延喜掃部式49菊花宴条には、

九月九日、菊花宴。神泉苑殿上供御座。及設参議已上座。又幄下侍従、文人等座。

とあり、神泉苑の殿上には、天皇と参議以上の座が設けられている点が注目できる。つまり、天皇と同殿同床の参議以上と、幄下に座が設けられた侍従や文人らとは、座の位置に明確な差異があった。大同二年の平城天皇神泉苑行幸での菊の挿頭花は、四位以上の者に装飾された。延喜掃部式に見える菊花の宴に関する座の位置を敷衍すると、殿上で万歳をとなえることができたのは、四位以上の位階を帯びる者、すなわち太政官職員でいえば四位の参議を含む参議以上の公卿に該当する。皇太弟神野親王と平城天皇の詠歌の後、万歳をとなえた「群臣」内部にある四位以上とそれ以外の違いを菊の挿頭花が表していたとも考えられる。

『日本紀略』寛平六年（八九四）十月丁未（十八日）条に、「皇太子（敦仁親王）殖霜菊於丹墀、奉覽天皇」とあるように、皇太子敦仁親王（のちの醍醐天皇）は、宇多天皇へ奉覧するために、赤い漆で塗り込められた宮殿の庭の意である「丹墀」に霜菊を植えている。⁽⁶³⁾『古今和歌集』巻第五、秋歌下に十三首の菊花を詠んだ和歌があり、このうちの一首が宇多天皇の寛平御時（八八九〜八九七）のこととして、「久方の雲のうへにて見る菊は天つ星とぞあやまたれける」（二六九番歌）と詠まれている。作者は藤原敏行であるが、左注に「この歌は、まだ殿上許されざりける時に、召し上げられて、仕う奉れるとなむ」とあるように昇殿が許されず、「文人」として内裏へ召された際に、雲の上で見る菊は「天

つ星」と見間違うばかりであると詠んでいる⁽⁶⁴⁾。また壬生忠見は、天曆年間（九四七～九五六）に行われた菊の宴に加わった翌日、「吹風に散る物ならば菊花雲居なりとも色は見てまし」（『拾遺和歌集』巻十七、雑秋、一一二番歌）と、菊花が吹く風に散るものであったならばたとえ雲居にあったとしても、その色は見る事ができたであろうにと地下の視点から歌を詠んでいる⁽⁶⁵⁾。以上のことは、藤原宗忠が参議の挿頭花は白菊でも黄菊でもなく竜胆であると日記に書き記したことを別の側面から特徴付けているように思う。定考で参議が装飾する挿頭花は竜胆である。定考では、「三位参議」と「四位参議」は菊を装飾しない。菊花の宴や菊花の挿頭花の類例と同列に扱うことはできないが、定考での挿頭花装飾に参議と中納言以上の間に違いが設けられている点は、定考の儀場が太政官曹司庁であり、厳密な作法が要求された場であったことと関連しよう。

3 威儀の饗

そこで簡単に定考の座の位置を確認しておきたい。延喜太政官式⁽⁶³⁾定条および『政事要略』所引西宮記本文の規定によれば、次のように整理できる。

参議以上は太政官正庁の母屋に座がある。これらの人々は、定考の宴座の三献後、穩座の舗設が終了するまで東の廊で待機し、北の戸より座に着す。少納言・弁は正庁の南廂に座があり、史生は太政官曹司庁の西庁の東廂に座が設けられていた。延喜太政官式では、史生は庭中に列立し、謝座をした後、座につく。史生が座につくと、内記および中務省・民部省・宮内省・勘解由使等の近辺の諸司が召され、西庁の西壁の下に設けられた座に着す⁽⁶⁶⁾。正庁母屋には参議以上、正庁の南廂には少納言・弁、西庁の東廂には史生、西庁の西壁の下には内記および近隣の中務省・民部省・宮内省・勘解由使等の座が設けられている。このうち挿頭花

は、正庁の母屋に着座する参議以上の公卿と、南廂に着座する少納言、弁らに装飾されている（図1参照）。『日本紀略』正暦二年（九九一）八月丁丑（十一日）条には、「定考。依諒闇無威儀饗」とある。正暦二年の二月には円融法皇が没している。『北山抄』巻第七、都省雜例、定考事は、

諒闇年、列見・定考、無宴穩両座。於朝所覽見参。其儀、大弁於西壁下。先見、史便出、自西方奉之。上卿從右方取之。

とする。つまり、諒闇の年には、列見・定考とも太政官正庁での宴座・穩座の二つの座が行われず、朝所で見参の儀が行われる定めであった。『北山抄』は各巻ごとに成立年代に違いがあるが、いずれも長和年間（一〇二一～一〇一六）の成立とされる⁽⁶⁷⁾。『北山抄』で諒闇の際には停止するとされた宴座・穩座は、円融法皇の諒闇にあたる正暦二年の定考では「威儀の饗」とされている。『西宮記』臨時四、人々装束には、「一、列見・定考。公卿隱文、螺鈿劍、靴。〔輕服不着吉服。〕とある⁽⁶⁸⁾。ここに見られる公卿の隱文とは、延喜彈正式83紀伊石帶隱文条にいうところの参議以上が着用することができた石帶のことを指し、螺鈿の劍とは、同78刻鏤大刀条にいう五位以上に許された「刻鏤大刀」との間わりが想定される。また靴は、同137諸司著靴条には、「凡内外諸司、不^レ論把笏・非把笏者、公事・公会之所悉著靴（以下省略）」とあるように、内外の諸司が「公会」の場で着用するように義務づけられた「靴」を指している。さらに、『日本紀略』天曆元年（九四七）十一月十三日条や『政事要略』巻二十二所引天曆元年十一月十三日宣旨は、太政官の列見や定考、賀茂祭等の饗祿の年々の過差が甚だしくなっていることを理由に、過差を禁止し諸司に儉約を命じている。先述したように挿頭花は天皇の詔によって装飾されるものであった（本章第二節）。饗料の未

進から列見・定考の延引が増え形骸化が進むとはいえず、列見や定考は位階昇叙など六位以下の下級官人の処遇に関わる事項を決定する。藤原忠平が師輔を叱責したように、当初は厳格な作法が要求されていたと考えられる(本章第一節)。挿頭花が太政官の政務儀礼たる列見や定考で裝飾されたことは、天皇の出御が見られずとも挿頭花が大嘗会や臨時祭の御前儀で天皇からの賜与物としての性格を有すればこそ、その意味は大きいのではないであろうか。

貞観・元慶年間(八五九〜八八四)以降の列見・定考は天皇の不出御が定着する。諒闇の際には宴座・穩座も行われない。けれども、列見・定考の饗宴は「威儀の饗」としての性格を有する。村上天皇の命によって編纂された勅撰和歌集である『後撰和歌集』巻十五、雜一には、藤原時平と紀友則との間に交わされた二首の和歌がある。藤原時平は「今までになどかは花の咲かずして四十年あまり年ぎりはする」(作者名は贈太政大臣、一〇七七番歌)と、いままでどうして花のように咲くことなく四十年あまりも幸運に恵まれなかったのだろうかと詠む。紀友則は「はるばるの数はずれながら花咲かぬ木をなにに植へけん」(一〇七八番歌)と、春は数も忘れずにやってきたのにどうして花が咲かない木を植えたのでしょうかと返しを詠んでいる。詞書には「紀友則まだ官たまはらざりける時(以下省略)」とあり、官職につくことと花が咲くことを対比させて歌が詠まれている。六位以下の官人にとっては従五位上の位階を授かる叙爵はもちろんのこと、官途につき、更なる昇進の機会を得ることが希求されていたであろうことは言を俟たない。⁷⁰⁾さらに、造花の挿頭花の性格をよく示しているのが、『金葉和歌集』巻九、雑部上で藤原惟信朝臣が詠んだ次の和歌である。

山吹もおなじ挿頭の花なれどくもゐの桜さくらなをぞこひしき(五二六番)

詞書には、「藏人下りて臨時祭の陪従し侍りけるに、右中弁伊家のもとに遣つかはける」とある。鎌倉時代前期に石清水八幡宮の由緒を明らかにするために編纂された『宮事縁事抄』(神道大系)によれば、藤原惟信は応徳元年(一〇八四)に行われた石清水臨時祭で陪従として奉仕している。承暦二年(一〇七八)には、六位藏人であった惟信は舞人として奉仕している。地下の身分でありながら藏人使として奉仕した際には裝飾することができた「くもゐの桜」の挿頭花が、藏人を降りて陪従として奉仕した際には裝飾することが出来ず、ただ山吹を裝飾するのみであったことを嘆いている。つまり、同じ挿頭花の花でも桜と山吹の間には大きな違いがあったことが判明する。「くもゐの桜」の挿頭花は、列見では納言に裝飾される。定考で中納言以上に用いられた菊花も、「くもゐ」と詠まれている。定考で参議の裝飾とされた竜胆については、その象徴性について具体的に検討する用意はないが、列見で裝飾された藤花は、大嘗祭では天皇や大臣、臨時祭などでは勅使の裝飾として用いられ、万代を象徴する花ともなる。⁷¹⁾以上のことから造花の挿頭花は、花の序列や花の意味、裝飾する際の作法などが複合的に絡み合い、それぞれの特徴に相補われながら、被裝飾者の違いを可視的に表象していることは明かである。

おわりに―まとめと課題―

これまで述べてきたことを簡単にまとめおきたい。延喜太政官式の挿頭花規定は、穩座三献で雅楽寮が奏楽をしている間に進上されるものとして定められている。つまり、挿頭花は、『延喜式』のなかでは延喜太政官式¹²³⁾考定条に一例のみ見え、「挿頭」とだけ記されている。『延喜式』の規定からは、具体的な花の種類については知ることができない。しかしながら、天徳・応和年間(九五七〜九六三)の儀式作法を伝える『政事要略』所引西宮記本文では、定考の挿頭花が「作花」と記され、

大臣は白菊花、納言は黄花、参議は竜胆と、花の種類と装飾者の違いが生じていることを確認した。『政事要略』所引西宮記本文で確認した変化は、『北山抄』で納言の挿頭花が黄菊と明記される以外は、院政期にも継続されている。すなわち、『延喜式』では具体的な様子が確認できなかった定考の挿頭花は、天徳・応和年間には造花の挿頭花が現れる。この変化の意味については、大嘗会で用いられる挿頭花に宇多天皇の大嘗会を起点として差異が見られることから、『延喜式』に記されていないだけの可能性をも想定しておきたい⁽⁷³⁾。また、ごく一般的な結論ではあるが、定考の挿頭花には五位以上と六位以下の差異、公卿とそれ以下との差異、公卿内での差異、これら三つの大きな違いが反映されていることなどを指摘した。その上で、その区分は太政官政務の権限の違いに対応することなどを述べた。院政期になると定考の挿頭花に白菊・黄菊しか用意されない事態も見えることなどから、挿頭花の花に対する注意は薄れているともいえる。けれども挿頭花が穩座三献の場、つまり雅楽寮の奏楽が行われる場面で装飾されていることに留意したい。すなわち、列見・定考の饗宴は「威儀の饗」とも称され、太政官西庁に座が設けられた太政官の史生や内記などの六位以下の者には、挿頭花は装飾されない(第二章第三節)。これらの人々は「あしかけ何年」の年劳制による位階昇進を基本とした人々である(第二章第一節)。太政官正庁の母屋に着座し挿頭花を装飾する五位以上の人々との間には、挿頭花を媒介とした格差が可視的に表示されていたと考えられる。年劳を積んでも五位昇叙を望ぶ人もない人々にとっては、五位以上が装飾することのできる挿頭花に現れた差異は、「こひしき」と見なされるものであった。

列見や定考では、律令官人が一年間の勤務を経てその成績が審査・決裁される。九世紀末から十世紀初めにかけて、官職間の格差を拡大する形で加階や年劳など位階の昇進方式が再編されると、官司・官職への勤務を主体とする人員の配置や整備が進み、それに見合った秩序の形成

が図られる⁽⁷⁴⁾。これまでこの点は、家職・家格の問題として論じられてきた。また女叙位の成立以後は、女官は男官とは別の昇進方式が採用される(延喜中務式19女官季祿条・20女官考条)。これらを考えあわせると、本稿で検討した列見と定考の挿頭花に見られる様々な区分と差異は、挿頭花を装飾する五位以上集団に包摂され得ない人々の存在を可視化し、厳格な作法を必要とする太政官正庁での閉ざされた空間で展開された行為であればこそ、挿頭花を装飾することのできる者とできない者との差異をより際立たせているように思う。したがって、九世紀中葉を起点として起こった日常政務の場の変更に伴う五位以上集団の内裏上日および六位以下の年劳による位階昇進方式という律令官人制および律令位階制の変質は、挿頭花装飾から見た場合、被装飾者の限定性という形であらわれているように思う。ここに、挿頭花のような表象機能を媒介とした律令官人集団にみられる様々な区分を差異性と同質性の問題として提示することの意味を見いだすことができよう。

挿頭花は天皇の御前では詔によって装飾されることを前提としている(第二章第二節)。八世紀の卿—大夫いわゆるマヘツキミは、宴の場で橘の挿頭花を等しく装飾した(第一章第三節)。この構造は九・十世紀にも継続される(第二章第二節)。その特徴は、時の花を装飾した非参議および左右大弁・少納言・左右中少弁の挿頭花に表れている。列見・定考では、いわゆる「大夫」層に該当するような大弁以下小弁は正庁の母屋の南廂に座し、冠の後ろに時の花の挿頭花を装飾する(第二章第三節)。そこには造花の挿頭花に見られるような違いはない。ただし外記局では少納言(大納言以上の上日を読申する)と外記(叙位資格者の名簿をまとめ奏案を作成する)、弁官局では大中少弁(一年間に携わった行事の増減などを読申する)と大史・少史(列見・定考の公卿聴政で使用する物具を持つ)との間には差が設定されている(第二章第一節)。また造花の挿頭花を冠に装飾したのは、いわゆる「卿」に相当する大臣・納

言—参議である(第一章第一・二節)。大臣と納言は、列見・定考での役割は読申報告された五位以上の上日および行事の増減などの勤務実態や、昇叙の候補者となった六位以下の下級官人らの位階に裁可を加える側である(第一章第三節)。参議は五位以上の勅授を定める正月叙位では大臣らとともに叙位すべき人を選ぶことが出来たが(延喜太政官式95正月七日条)、藤原忠平が師輔に対して行った叱責などを思い起せば、列見・定考においては主導権があるのは中納言以上であり、参議の役割はあらかじめ制限されていたとも考えられる。対して中納言は大臣の職務を代行するなど権能を有し(延喜太政官式2庶務申官条)、その死去に際しては天皇から弔使が派遣された(延喜太政官式155葬官条)。このような違いが山吹や竜胆の挿頭花を装飾した参議の役割、すなわち庶政を宣する資格を原則的には持たず、行政処理の要である大弁を兼任するような役割を表しているように思う。⁽⁷⁶⁾ 本稿では十分に触れることが出来なかつたが、律令法と固有法との関係において天皇の服制が果たしていた役割が解明されつつある。⁽⁷⁶⁾ 挿頭花は衣服令には規定されていない。それが『延喜式』では列見・定考の穩座の装飾と定められた。制度が制度それ自体として機能するためには、それを運営するための決まりを必要とする。列見・定考に天皇の不出御儀が備わり、位階昇進の前提となる考選制自体も、『弘仁式』および『貞観式』のそれぞれの段階で改訂が加えられ、『延喜式』の規定へと定着していく。考選制と挿頭花の結びつきを見ると、天皇がその場に出御せずとも天皇の官制大権を行使するような手続きが法の体系として整備され、強力な官僚組織の集団内部の結びつきをより強固にするために挿頭花は機能しているようにも思う。そして忠平が「楽の興」との認識を示したように、挿頭花は、『延喜式』施行以後も用いられる場が穩座三献であることに大きな変化は見られない。後々まで挿頭花が用いられ、装飾される場を規定したという意味で延喜太政官式の挿頭花には、その歴史的な位置を認めることができる。

この点については、挿頭花が見参の奏上と賜祿が行われる前の場面で装飾されることの意義や、挿頭花を用いる儀式そのものの意味、あるいは挿頭花の序列を生み出した要素・要因などを含めて検討する必要がある。その検討を経た上ではじめて、なぜ挿頭花は装飾されるのか、挿頭花とは何かとの課題を明らかにすることができよう。

註

- (1) 古代から中世にかけての移行期である十世紀をどのように理解するのかわかっているのは、それぞれの立場によって議論が分かれる。ここでは、大津透「律令制研究の成果と展望」(『律令制研究入門』所収、名著刊行会、二〇一一年、初出一九九八年)をあげておきたい。なお、古代の転換期を十世紀においた先駆的な研究として、石母田正「古代の転換期としての十世紀」(『石母田正著作集』第六巻所収、一九八九年、初刊一九五〇年)がある。
- (2) 吉川真司「律令官僚制の基本構造」・「律令官人制の再編過程」(『律令官僚制の研究』所収、塙書房、一九九八年、ともに初出一九九八年)。
- (3) 古瀬奈津子「昇殿制の成立」・「宮の構造と政務運営法—内裏・朝堂院の分離に関する一考察—」(『日本古代王権と儀式』所収、吉川弘文館、一九九八年、初出一九八七年・一九八四年)。併せて今正秀「王朝国家宮廷社会の編成原理—昇殿制の歴史的意義の再検討から—」(『歴史学研究』六六五・一九九四年)、玉井力「十一世紀の日本」(『平安時代の貴族と天皇』所収、岩波書店、二〇〇〇年、初出一九九五年)などを参照されたい。
- (4) 橋本義彦「貴族政権の政治構造」(『平安貴族』所収、平凡社、一九八六年、初出一九七六年)、岡田莊司「王朝国家祭祀と公卿・殿上人・諸大夫制」(『平安時代の国家と祭祀』所収、続群書類従完成会、一九九四年、初出一九九〇年)。
- (5) 拙稿a「奈良・平安期における挿頭花装飾の意味と機能—貴族と身分標識—」(『延喜式研究』一八、二〇〇二年)。拙稿b「挿頭花と大嘗会—挿頭花の献上と下賜—」(『専修史学』四一、二〇〇六年)。ここで花の規範性に言及した論考として次のものをあげておきたい。歴史学からは大津透「平安時代の時代区分」(『大津透編撰関期の国家と社会』山川出版社、二〇一六年)、武田佐知子「花から古代の礼服のはじまりをたどる」(『礼服』所収、大阪大学出版会、二〇一六年)、吉川真司「法会と歌木簡」(『萬葉集研究』三六、塙書房、二〇一六年)があり、国文学での「かざし」研究には、浅尾広良「嵯峨朝復古の桐壺帝—朱雀院行幸と花宴—」(『源氏物語の準拠と系譜』所収、翰林書房、二〇〇四年)、高兵

兵「和歌の『かざし』と中国古典詩の『挿花』」〔和漢比較文学〕一九、一九九七年、同「和歌における『かざし』の変遷―『万葉集』から『新古今集』まで」〔長崎県立大学論集〕三三―一、一九九八年、松井健児「朱雀院行幸と青海波」〔源氏物語の生活世界〕所収、翰林書房、二〇〇〇年、湯淺幸代「朱雀院行幸の舞人・光源氏の菊の『かざし』―紅葉と菊の『かざし』の特性、及び対照性から―」〔源氏物語の史的意識と方法〕所収、新典社、二〇一八年、初出二〇〇七年）などがある。

(6) 引用は元和古活字本〔京都大学文学部国語学国文学研究室編「諸本集成倭名類聚抄」臨川書店、一九六八年〕に依った。以下、断らない限り倭名類聚抄の引用はこれに依る。なお、楊氏漢語抄の当該部分は、十巻本と二十巻本とは写本に違いがある。藏中進「『和名類聚抄』所引『楊氏漢語抄』考」〔東洋研究〕一四五、二〇〇二年。前田家尊経閣文庫蔵前田本（明治期写）には「楊氏漢語抄云、頭花（分注略）」とあり〔馬淵和夫編著「古写本和名類聚抄集成」第二部、勉誠出版、二〇〇八年〕、二十巻系統の大東急記念文庫蔵天正本（室町中期写）には「楊氏漢語云、鈔頭（分注略）」とある〔馬淵和夫編著「古写本和名類聚抄集成」第三部、勉誠出版、二〇〇八年〕。『箋注倭名類聚抄』を著した狩谷楳斎は、元和古活字本に見える「鈔」字を河海抄などの考証から衍字と解する。

(7) 川瀬一馬「古辞書の研究」増訂版〔雄松堂出版、一九八六年〕。

(8) 宮城栄昌「延喜式の研究」論述篇〔大修館書店、一九五七年〕、虎尾俊哉「延喜式」〔吉川弘文館、一九六四年〕。

(9) 早川万年「弘仁式・貞観式研究の成果と課題」〔虎尾俊哉編「弘仁式貞観式逸文集成」所収、国書刊行会、一九九二年〕。なお「延喜式」の諸写本に存する標注（弘・貞・延の記号）に注目し、条文の成立過程を分析したものに小倉慈司「延喜神名式『貞』『延』標注の検討―官社の数量的変遷に関して―」〔延喜式研究〕八、一九九三年）がある。

(10) 野村忠夫「官人の出身方式」〔「官人制論」所収、雄山閣出版、一九七五年〕。
 (11) 大隅清陽「延喜式から見た太政官の構成と行事」〔「律令官制と礼秩序の研究」所収、吉川弘文館、二〇一一年、初出一九九六年〕。官人個人の考課は、原則として所屬する官司の長官・次官が行っていたが、例外として長官・次官がいない場合には判官・主典が評価の主体となっていた〔野村忠夫前掲「官人の出身方式」〕。考課令1内外官条、延喜式部式上25長官次官並無条などの規定も参照。なお、坂上康俊氏によって、官司内の官人秩序を乱す者には長官以下の決管権が認められており、六位以下の評定は基本的に所屬官司の長官が定めた結果を天皇自ら確認できない仕組みとなっていたことが指摘されている〔同「古代の法と慣習」〔岩波講座日本通史〕三、岩波書店、一九九四年〕。

(12) 吉川真司前掲「律令官人制の再編過程」。神谷正昌「平安初期の成選擬階儀」

〔「平安宮廷の儀式と天皇」所収、同成社、二〇一六年、初出一九九二年〕。律令官人制の特徴の一つに任官よりも位階の優位性が指摘されているが、身分序列を位階制に求めた先駆的な研究として、黛弘道「律令官人の序列」・「位記の始用とその意義」〔「律令国家成立史の研究」所収、吉川弘文館、一九八二年、初出は前者が一九六二年、後者が一九五七年）がある。

(13) 吉川真司前掲「律令官人制の再編過程」。平安時代の叙位任官制度の再編については個別的に研究が進められており、福井俊彦「労および労働についての覚書」〔「日本歴史」二八三、一九七一年〕、玉井力「平安時代における加階と官司の労」〔同前掲者所収、初出一九八八年〕、高田淳「年勞加階制以前」〔「国史学」一五〇、一九九三年）などがある。

(14) 岡村幸子「女叙位に関する基礎的考察」〔「日本歴史」五四一、一九九三年〕。
 (15) 「延喜式」を史料として利用するにあたっては、「延喜式とはなにか」との問題を含め、その課題と可能性が、小倉慈司「延喜式」〔佐藤信・小口雅史編「古代史料を読む」上所収、同成社、二〇一八年〕によって明らかにされている。

(16) 延喜太政官式13考定条を直接検討の対象としているわけではないが、「延喜式」に規定されている条文の成り立ちと制度的な背景を理解するにあたり、喜田貞吉「延喜式の杜撰」〔「歴史地理」三三三―三、一九一九年〕、黒須利夫「節祿考―延喜大藏式諸節祿法条をめぐって―」〔「延喜式研究」三、一九八九年〕、清水潔「弘仁式貞観式逸文をめぐって」〔「史料」一六八、二〇〇〇年〕、小倉慈司前掲「延喜式」などの論考が参考になる。

(17) 大隅清陽前掲「延喜式から見た太政官の構成と行事」、早川庄八「大宝令制太政官の成立をめぐって」〔「日本古代官僚制の研究」所収、岩波書店、一九八六年、初出一九七九年〕、西本昌弘「古代国家の政務と儀式」〔「日本史講座2 律令国家の展開」所収、東京大学出版会、二〇〇四年）など。

(18) 橋本義則「朝政・朝儀の展開」・「外記政」の成立」〔「平安宮成立史の研究」塙書房、一九九五年、初出は前者が一九八六年、後者が一九八一年〕。

(19) 橋本義則前掲「外記政」の成立」。

(20) 橋本義則前掲「朝政・朝儀の展開」・「外記政」の成立」。太政官曹司庁と政務との関わりについては、岸俊男「朝堂の初歩的考察」〔「日本古代官都の研究」所収、岩波書店、一九八八年、初出一九七五年〕を参照のこと。太政官曹司庁は、正庁・東庁・西庁の三つの庁がコ字型に配置され、正庁が公卿聴政の場、西庁が弁官執務の場、東庁は貞観期には小定考の場であったとされる〔吉田敏「曹司の空間構成」〔「日中宮城の比較研究」所収、吉川弘文館、二〇〇二年〕〕。

(21) 「政事要略」は長保四年（一〇〇二）の成立で、小野宮実資が編纂を企図したとされる〔虎尾俊哉「政事要略について」〔「古代典籍文書論考」所収、吉川弘文館、一九八二年〕〕。

- (22) 所功『平安朝儀式書成立史の研究』第一篇第三章「西宮記」の成立」(国書刊行会、一九八五年)。このほか、和田英松「西宮記考」(『新訂増補故実叢書』西宮記)所収、明治図書出版、一九五二年)、早川庄八「壬生本『西宮記』について」(『日本古代の文書と典籍』)所収、吉川弘文館、一九九七年、初出一九七〇年)、北啓太「壬生本『西宮記』旧内容の検討」(『史学雑誌』一〇一―一、一九九二年)、矢越葉子「『政事要略』所引の『西宮記』勅物について」(『東京大学史料編纂所研究紀要』一九、二〇〇九年)などの研究がある。なお、本稿では『西宮記』などの儀式書の引用は神道大系本を底本とし、尊経閣善本影印集成によって確認して一部を修正した。
- (23) 所功『神道大系・朝儀祭祀編二西宮記』解題(神道大系編纂会、一九九三年)。
- (24) 所功前掲著第一編第四章「北山抄」の成立」。
- (25) 早川庄八「律令制と天皇」(『前掲註(17)』)著所収、初出一九七六年)。
- (26) 神谷正昌前掲「平安初期の成選擬階擬儀」。
- (27) 列見については東野治之「成選短冊と平城宮出土の考選木簡」(『正倉院文書と木簡の研究』)所収、塙書房、一九七七年)、寺崎保広「考課・選叙と木簡」(『古代日本の都城と木簡』)所収、吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九八六年)、笠井純「『考人管見』平安初期における下級官人考選法の変貌」(『続日本紀研究』三一・三二、一九九八年)などがある。
- (28) 吉川真司前掲「律令官僚制の基本構造」(『律令官人制の再編過程』)および選叙令9選代条、考課令59内外初位条など。
- (29) 吉川真司前掲「律令官人制の再編過程」、古瀬奈津子前掲「昇殿制の成立」など。
- (30) 橋本義則前掲「『外記政』の成立」。
- (31) 土田直鎮「上卿について」(『奈良平安時代史研究』)所収、吉川弘文館、一九九二年、初出一九六二年)。
- (32) 『倭名類聚抄』巻第二十、草木部には、「本草云款冬、一名虎髭、(分注略)万葉集云山吹花」とある。
- (33) 山本信吉「一上考」(『撰関政治史論考』)所収、吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九七五年)。
- (34) 吉田早苗「大日本古記録 中右記四」(『東京大学史料編纂所報』三七、二〇〇二年)。
- (35) 古記録類に散見される酒部所は外記政、大臣大饗、中宮大饗、任大将儀、春日祭使出立での饗宴儀礼であり、挿頭花の調進過程の解明と併せて検討すべき課題であると考える。
- (36) 土田直鎮「官職制度の概観」(『平安京への道しるべ』)所収、吉川弘文館、一九九四年、初出一九七四年)。
- (37) 列見や定考で上卿の冠に挿頭花を挿す役が大弁であることは、弁官局執務責任者たる参議大弁の役割や、大弁を通じた撰関の政務処理への関与などと対応関係にあると考えている。本稿ではこの点については十分に論じることができなかった。これらの問題については、曾我良成「太政官政務の処理手続き」(『序文・南所申文・陣申文』)、『王朝国家政務の研究』)所収、吉川弘文館、二〇一二年、初出一九八七年)、吉川真司「申文刺文考」(『前掲著所収、初出一九九四年)、黒須友里江「撰関・関白と太政官政務」(『撰関期の国家と社会』)所収、山川出版社、二〇一六年)のほか、今正秀「平安中・後期から鎌倉期における官司運営の特質―内蔵寮を中心に―」(『史学雑誌』九九―一、一九九〇年)、同「王朝国家中央機構の構造と特質―太政官と蔵人所―」(『ヒストリア』一四五、一九九四年)、虎尾達哉「参議制の成立」(『日本古代の参議制』)所収、吉川弘文館、一九九八年、初出一九八二年)などを参照されたい。
- (38) 瀧川政次郎「大唐開元礼と貞観儀式」(『儀礼文化』七、一九八五年)。
- (39) 太政官機構と天皇大権との関わりについては、石母田正『日本の古代国家』(『岩波文庫』二〇一七年、初刊一九七一年)第三章第三節に詳しい。
- (40) 古記録では挿頭花を裝飾する儀式は、大嘗会、紫宸殿の宴會、算賀、列見・定考、春日祭、平野祭、石清水臨時祭、賀茂臨時祭、平野臨時祭、諸社行幸、上東門院第行幸(親王宣下)、関白(撰関)賀茂詣などである。
- (41) 土田直鎮「平安時代の政務と儀式」(『前掲著所収、初出一九七四年)。
- (42) 高兵兵前掲「和歌における『かざし』の変遷―『万葉集』から『新古今集』まで』。
- (43) マヘツキミの性格については、佐藤長門「倭王権における合議制の機能と構造」(『日本古代王権の構造と展開』)所収、吉川弘文館、二〇〇九年、初出一九九四年)などがある。冠位の性格については、紙幅都合により基礎的な文献である黨弘道「冠位十二階考」(『前掲著所収、初出一九五九年)のみをあげておきたい。
- (44) 拙稿a、武田佐知子前掲「花から古代の礼服のはじまりをたどる」。
- (45) 挿頭花には時花と造花とで調進過程に違いがあると考えているが、指摘するに留める。
- (46) 節会で支給される節禄が制度化されるのは、弘仁年間(八一〇―八二三)のこととされる(『天津透一節禄の成立』)、『古代の天皇制』)所収、岩波書店、一九九九年、初出一九八九年)。
- 坂上康俊氏は、統治権の正統性の問題を大宝令制定当初からの叙位・任官とそれに付随する禄との仕奉の交換および遵法の問題として論じる(『前掲』)『古代の法と慣習』)。
- なお、太政官厨家は外記局・左右弁官局の三局の連帯責任において運営されており、これらの職員は二月の列見の後に一年で交替される定めであった(『橋本義彦』)『太政官厨家について』)、『平安貴族社会の研

- (47) 吉川弘文館、一九七六年、初出一九五三年」。
- (47) 野村忠夫「官位の昇進をめぐる問題」〔前掲著所収〕。
- (48) 大隅清陽前掲「延喜式から見た太政官の構成と行事」。
- (49) 神谷正昌「九世紀の儀式と天皇」〔前掲著所収、初出一九九〇年〕。なお、早川庄八氏は、儀式書で知ることができる「除目」と八世紀の任官行事には基本的に違いはないとする〔八世紀の任官関係文書と任官儀について〕前掲著所収、初出一九八一年〕。早川氏の理解については西本昌弘氏の批判がある〔八・九世紀の内裏任官儀と可任人歴名〕〔日本古代儀礼成立史の研究〕所収、塙書房、一九九七年、初出一九九五年〕。
- (50) 野村忠夫前掲註(47)「官位の昇進をめぐる問題」。
- (51) 五位以上集団と天皇との関係については、吉川真司前掲「律令官僚制の基本構造」〔律令官人制の再編過程〕を参照のこと。六位以下の位階については、黒板伸夫「位階制度変質の側面―平安中期以降における下級位階―」〔平安王朝の宮廷社会〕所収、吉川弘文館、一九九五年〕の理解に依った。
- (52) 野村忠夫前掲註(47)「官位の昇進をめぐる問題」。
- (53) 福井俊彦前掲「労および労働についての覚書」、玉井力前掲「平安時代における加階と官司の労」。
- (54) 五位と六位の区別については、吉川真司「律令官僚制の基本構造」、虎尾達哉「律令官人社会における二つの秩序」〔律令官人社会の研究〕所収、塙書房、二〇〇六年、初出一九八四年〕、竹内理三「律令官位制に於ける階級性」〔竹内理三著作集〕四律令制と貴族 角川書店、二〇〇〇年、初出一九五一年〕などが詳しい。
- (55) 早川庄八前掲「上卿制の成立と議政官組織」、吉川真司前掲「律令官僚制の基本構造」。
- (56) 春名宏昭「知太政官事一考」〔律令国家官制の研究〕所収、吉川弘文館、一九九七年〕。
- (57) 虎尾達哉「初期参議の職掌について」〔前掲著所収、初出一九九四年〕。
- (58) 倉林正次「饗宴の研究」〔儀礼編、桜楓社、一九六五年〕、同「文学展開の基盤としての饗宴」〔饗宴の研究〕文学編、桜楓社、一九八七年〕、同「祭りの構造―饗宴と神事―」〔日本放送出版協会、一九七五年〕。
- (59) 倉林正次前掲註(58)。
- (60) 延喜雅楽式などから雅楽寮の特質を論じたものに荻美津夫「雅楽寮と楽官・楽人の系譜」〔平安朝音楽制度史〕所収、吉川弘文館、一九九四年〕、同「儀式と音楽」〔日本古代音楽史論〕所収、吉川弘文館、一九九七年〕、同「雅楽―宮廷儀式楽としての国風化の過程―」〔古代中世音楽史の研究〕所収、吉川弘文館、二〇〇七年、初出一九八八年〕がある。このほか、豊永聡美「平安時代の宮廷音楽―御遊の成立について―」〔日向―雅編「源氏物語と音楽―文学・歴史・音楽の接点」青簡舎、二〇一一年〕など参照。
- (61) 新訂増補国史大系「日本紀略」当該条の「花葉」には「原作二共業、今従二本朝通鑑二」との校異注がついており、本朝通鑑によって改められている。
- (62) 史料の引用は、黒板伸夫・森田悌編「日本後紀」〔集英社、二〇〇三年〕に依った。なお、「倭名類聚抄」巻二十、草木部によれば、蘭の和訓が「布知波賀万」であり、「新撰万葉集」(菅原道真撰か)を引き、「蘭」字とは別に「藤袴」を用いていることが記されている。「日本後紀」の和歌については、遠藤慶太「日本後紀」における歌謡の位置」〔平安勅撰史書研究〕皇学館出版部、二〇〇六年〕がある。
- (63) 寛平九年(八九七)九月三日に行われた菊合では、菊の種を植え方代を賞美する様子がうかがえる〔萩谷朴「平安朝歌合大成」(増補新訂)一、同朋舎出版、一九九五年、(仁和四年―寛平三年秋)内裏菊合〕。
- (64) 菊と星との対比および比喩は、漢詩に由来するとされる(小島憲之「古今集以前」〔塙書房、一九七六年〕、浅尾広良前掲「嵯峨朝復古の桐壺帝」)。
- (65) 「倭名類聚抄」巻二十、草木部には、「四声字苑云。菊(挙竹反。本草注云。菊有白菊、紫菊、黄菊。和名加波良与毛木。一云、可波良於波岐。俗云、本音之重)。日精草也」とある。醍醐天皇の勅命を受けて深根輔仁が延喜年間(九〇一―九二二)に著した「本草和名」(続群書類従三〇輯下、雑部)には、菊の一名は「節華」「日精」「日華」「延年」等とあり、漢籍の古医書を引き、「菊花者月精也」(大清経)や「菊花者天精」(范注方)と解されている。また菊の花の象徴性について、菊の花の色が時間の経過とともに紫色などに変化することから、国文学研究では「うつろう菊」が「時間―への特別な意識を示すものとして、高兵兵「菅原道真詩文における、残菊」をめぐって―日中比較の視角から―」〔日本研究〕三二、二〇〇六年〕、同「菅原道真の白色好尚と日本の美意識―白い花を詠む詩を通して―」〔詞林〕三九、二〇〇六年〕などで論じられている。
- (66) 「延喜式」と「政事要略」所引西宮記本文とは、穩座での内記および近辺諸司の座の設営に違いがある。この点は饗宴儀礼の展開を理解する上で重要な変化であると考えられる。
- (67) 所功前掲「北山抄」の成立」。
- (68) 神道大系本「西宮記」には「禪門仰云、穩座之間、輕服人挿頭懷中云々」との校異注がある。
- (69) 腰帯については、「四位参議」の白玉腰帯着用の意義を論じた川尻秋生「白玉腰帯考」〔日本古代の格と資財帳〕所収、吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九八九年〕がある。
- (70) 野村忠夫「古代官僚の世界」〔塙書房、一九六九年〕。

(71) 『新古今和歌集』巻二、春歌下、一六三番、延喜(醍醐天皇) 御歌。

(72) 拙稿 a・b。本稿での大嘗会の挿頭花についての理解は、すべてこれに依る。

(73) 『延喜式』の基本的な性格が諸司式であることや条文研究の意義については、小倉慈司前掲「延喜式」を参照されたい。

(74) 玉井力前掲「平安時代における加階と官司の労」。坂上康俊前掲「古代の法と慣習」。

(75) 早川庄八「宣旨試論」三六一頁(岩波書店、一九九〇年)。

(76) 大津透「天皇の服と律令・礼の継受」(前掲「古代の天皇制」所収)。非律令制的要素を持つ服装が平安貴族社会で果たした役割については、中井真木「雑袍勅許」(『王朝社会の権力と服装』所収、東京大学出版会、二〇一八年)が注目される。

(77) 梅村喬「饗宴と祿」(『かげもの』の考察)、『日本古代社会経済史論考』所収、塙書房、二〇〇六年、初出一九八六年)など。

【要旨】

本稿は、延喜太政官式123考定条に規定されている挿頭花(かざし)を素材に、平安貴族社会の可視的表象の一端について考察した。挿頭花には造花を裝飾する場合と生花を裝飾する場合がある。『延喜式』では一例のみ挿頭花についての記載が見える。それが延喜太政官式123考定条である。延喜太政官式123考定条は、八月十一日に太政官職員の長上官の考文を太政官曹司庁で大臣に口頭報告する儀式である。しかしながら、延喜太政官式123考定条は、挿頭花が穩座三献の場で裝飾されることを定めているのみで、実態については記していない。

そこで、定考の挿頭花裝飾の具体的な様相を解明するため、『政事要略』巻二十二所引西宮記本文に着目し、検討を加えた。その結果、定考での挿頭花には大臣は白菊、納言は黄菊、参議は竜胆、弁以下少納言には時の花(『生花』)の挿頭花が裝飾されていること、その裝飾の場面は太政官曹司庁で行われる饗宴のうち穩座三献であること、穩座三献で用いられている挿頭花は雅楽寮が奏楽を行う間、挿頭花裝飾者よりも下位の者が手に取り、裝飾者の冠に挿すこと、それがひと続きの作法であったことなどの特徴を抽出した。その上で、定考で用いられる挿頭花の区分は太政官政務処理上の権限の違いを可視化していることなどを指摘した。そして、『政事要略』所引西宮記本文が『西宮記』を著した源高明が大納言として習得した村上天皇の天徳・応和年間(九五七〜九六三)までの様相を伝えていることから、この段階までには挿頭花裝飾の序列と裝飾者の固定化が生じていることを確認した。

定考は、天皇の出御が見られないとはいえず、天皇の官制大権に関わる儀式でもある。その穩座三献で挿頭花を用いる制度的な根拠となったのが、延喜太政官式123考定条であることなどを述べた。

(専修大学人文科学研究所特別研究員、国立歴史民俗博物館共同研究
研究協力者)
(二〇一八年九月一日受付、二〇一九年五月二八日審査終了)